

三鷹市市民葬儀のご案内

標準的な仏式の葬儀を、比較的安い費用で行えます。亡くなった方または葬儀を行う方(喪主)が市民で、市内で葬儀を行う場合に利用できます。祭壇・霊きゅう運搬・火葬を組み合わせた内容で、三鷹市市民葬儀取扱業者(下記一覧)と協定料金を定めています。葬儀には、協定料金を定めているもののほか、遺影写真、会葬礼状、ドライアイス、会場使用料などが掛かります。三鷹市市民葬儀取扱業者とよくご相談のうえ、ご利用ください。

◆協定料金(税込み<26年4月1日改定>)

◇祭壇(木棺および企画・調整・管理費を含む)

彫刻四段=324,000円 金蘭五段=194,400円

◇霊きゅう車

<宮型・洋型>

20kmまで35,330円、10kmまで29,810円

<普通車>

20kmまで17,060円、10kmまで13,710円

※利用距離は、搬送業者の車庫(小平市)から市内の葬儀会場を經由して多磨火葬場まで。

◇火葬(骨容器などを含む)

大人=64,872円 小人(6歳未満)=34,184円

申 三鷹市市民葬儀取扱業者へ

問 地域福祉課☎内線2614

三鷹市市民葬儀取扱業者

葬儀店名	電話
(株)あさの	47-5000
東葬祭	49-0001
永塚葬儀社	43-2536
日典	49-0141
(株)セレモア	41-1121
入江式典	47-2761
東京むさし農業協同組合 メモリアルセンター	042-388-0634
アートメモリー	☎0120-644-996
愛和セレモニー	☎0120-802-191
奥野式典	☎0120-3594-76
まなか	☎0120-148-079

国民健康保険税を改定しました

問 保険課☎内線2382

国民健康保険(国保)は、加入者が国民健康保険税を出し合う相互扶助の医療保険制度です。本来は加入者の保険税と国・都などの負担金を財源として成り立つ制度ですが、医療費が年々増加し、市の国保財政は厳しい状況が続いています。平成26年度は21億円を超える赤字額を市税から補填(ぼてん)することが見込まれています。税の公平性の観点からも、これ以上の市税による赤字補填を避けるため、条例改正により保険税を改定し、赤字額の抑制を図ります。

※今回の改定は、課税限度額の引き上げと低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡充を行うとともに、均等割額の引き上げを行います。

1 課税限度額の改定

項目	25年度	改定後 (26年度以降)
基礎課税分(医療分)	51万円	51万円 (変更なし)
後期高齢者支援金等課税分	14万円	16万円
介護納付金課税分	12万円	14万円

2 均等割額の改定

項目	25年度	改定後 (26年度以降)
基礎課税分(医療分)	24,400円	24,400円 (変更なし)
後期高齢者支援金等課税分	5,500円	7,900円
介護納付金課税分	12,500円	12,500円 (変更なし)

平成26年度の保険税の計算方法(改定後)

年税額=下記①~③の合計額(課税限度額81万円)

①基礎課税分(医療分)

所得割(算定基礎額<注>×4.7%)+均等割(被保険者数×24,400円)

課税限度額51万円

②後期高齢者支援金等課税分

所得割(算定基礎額<注>×1.2%)+均等割(被保険者数×7,900円)

課税限度額16万円

③介護納付金課税分(介護保険料、40~64歳の被保険者に課税)

所得割(算定基礎額<注>×1.4%)+均等割(被保険者数×12,500円)

課税限度額14万円

<注>算定基礎額…前年所得から基礎控除(33万円)を差し引いた金額。

※国民健康保険税の平成26年度納税通知書は、7月中旬にお送りする予定です。

3 保険税軽減措置の拡充

◆均等割額の減額制度

世帯の所得の合計(国保の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の場合、均等割額を減額します。※②③の基準を見直し、軽減対象者を拡充しました。

①所得合計が33万円以下の世帯 …………… 均等割額の7割を減額

②所得合計が33万円+(24万5千円×被保険者数)以下の世帯 …………… 均等割額の5割を減額

③所得合計が33万円+(45万円×被保険者数)以下の世帯 …………… 均等割額の2割を減額

(注1)前年中の所得の申告に基づき減額措置を行います。

(注2)判定には国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得も加算されます。

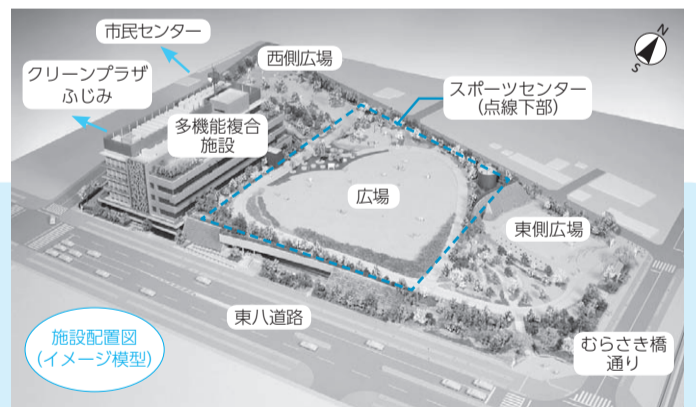
新川防災公園 多機能複合施設(仮称) 整備事業

平成25年10月に本事業の建設工事に着手してから、約半年が経過しました。今号では、現在の工事現場の様子とともに、改めて工事スケジュールを紹介します。

問 都市再生推進本部事務局☎内線 2053

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。

事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。



※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

工事の主な内容とスケジュール

新施設は、地下にスポーツ施設などを整備します。現在、地盤の掘削や工事用の仮設通路を整備しています。平成28年度の竣工を目指し、徹底した安全管理の下、建設工事を計画的に進めていきます。ご理解とご協力をお願いします。



着工前の工事現場



4月15日現在の工事現場

内容	時期	25年度		26年度		27年度		28年度	
		下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
準備、事務所設置工事 (工事車両の搬入ゲート、現場事務所を設置し、地盤をならします。)			現在						
山留め・土工事 (地盤を掘削するとともに、掘削中に周辺の地盤が崩れないようにします。)									
基礎・躯体(くたい)工事 (建物の土台の構築と、床や壁などの構造物を造る鉄骨、鉄筋、コンクリート工事です。)									
内・外装工事 (床、壁、外壁などを仕上げます。)									
設備工事 (トイレや空調機器、電気設備、エレベーターなどを設置します。)									
外構工事 (建物本体以外の造園植栽、舗装や排水などの工事です。)									

※上記スケジュールは変更になる場合があります。また、新施設の施設名称はすべて仮称です。